

## 府中市地域公共交通計画策定支援業務仕様書

本仕様書は、「府中市地域公共交通計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき、標記業務を実施するにあたり必要な事項を定める。

### 1 業務名

府中市地域公共交通計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務の目的

本業務は、府中市地域公共交通計画を策定するために必要とする業務を実施するものである。

府中市内の地域公共交通は、主として、鉄道、路線バスや乗合タクシーに加え、市が運行しているデマンドタクシー等も市民生活を支えているが、いずれも利用者は減少傾向にある。また、乗務員の高齢化や人材不足などによる、路線バスの路線廃止や減便の可能性も高まっている。

本市においては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、平成31年3月「府中市地域公共交通網形成計画」（計画期間5年）を策定し、「豊かな暮らし、魅力あるまちを支える持続可能な公共交通」を、地域公共交通のあるべき姿として、施策や事業について取り組んできた。

そのような状況の中、国においては、令和4年8月「アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」に関する提言」において、『アフターコロナにおいては、従前は必然であった移動の一部が必然でなくなり、さらに三密を防ぎ快適性・利便性を高めるなど移動の質を向上することも求められる。そのため、住民の生活の目線、来訪者の滞在を歓迎する目線に立って、誰もが気がねなくおでかけすることができ、豊かな暮らしを享受できる社会の実現に資するような、移動することを喚起できる交通、言うなれば「ウェルカム交通」が求められている。一方で、地域の実情は様々であること、また、利用者のニーズも多様であることから、全国一律の「唯一解」となるモデルを創出することは不可能である。したがって、「ウェルカム交通」を提供できるようにするためのリ・デザインは、ステークホルダー間で利用状況などの関連データに係る情報の非対称性を可能な限り解消し、それぞれの課題を共有しつつ、未来志向での丁寧な調整、建設的な協議を経て、それぞれの地域においてオーダーメイドで創出する必要がある。』とされている。

本市においても、府中エリアや上下エリアでも地域の実情が違うように、それぞれの地域の実情や利用者のニーズに合わせたオーダーメイド型の公共交通のあり方を検討すべきタイミングにある。

現行計画では、現況分析に多くのプロセスを費やしており、交通だけの議論に終始していたが、「交通が人を動かし、まちを活性化させる」視点の基で、ビジョンの形成と仮説の検

証に時間をかけ、地域公共交通を再構築するため、府中市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が主体となり、官民が連携して新たな地域公共交通計画を策定する必要がある。

本業務は、こうした地域の実態と法改正の趣旨等を踏まえた上で、有効かつ実現可能な計画を策定することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

### 4 計画期間

本業務で策定する府中市地域公共交通計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までとする。

### 5 対象地域

府中市全域

### 6 業務の内容

現時点で想定する業務の内容は次のとおりである。提案事業者の企画提案内容及び協議会との協議により調整することとする。

#### (1) 計画準備

履行期間内に必要な調査検討、パブリックコメント、協議会等のプロセスを経て計画策定を確実に行うための実施方針、実施体制、実施工程等を記した業務計画書を作成する。

#### (2) 地域特性・社会動態の整理

人口動向（総人口、地区別、年齢3区分別、将来人口）や主要施設等設置状況（病院、公共施設、商業施設、教育施設等）、交通特性など地域特性について既存資料等を活用し、整理する。

#### (3) 上位・関連計画の整理、分析

「第5次府中市総合計画」、「府中市都市計画マスタープラン（令和5年改訂版）（素案）」、「府中市立地適正化計画」、「広島県地域公共交通ビジョン（策定中）」など、上位・関連計画における公共交通の位置付け、関連分野との連携等について整理・把握する。

#### (4) 地域公共交通に関する現状把握

① 地域公共交通のデータによる状況把握

地域公共交通のネットワークやサービス状況、利用状況、運行収支などの各種データを集約整理する。特に路線バスについては、路線系統・停留所、利用者数、運行本数などのデータ（GIS データベース）を作成し、サービス状況及び地域別・路線別（系統別）などの利用実態を整理する。また、運転免許証自主返納やスクールバス、介護タクシーなどの利用実績等を整理する。

② 各種実態調査の実施

地域公共交通の利用実態や問題点、地域住民・利用者など市民の潜在需要やニーズ等を把握するため、各種調査（市民アンケート調査、関係者ヒアリング調査、地域公共交通機関利用者アンケート調査、OD調査など）を実施する。路線バスOD調査は、P A S P Yデータの収集整理を想定している。

また、市民アンケート等は計画の中で導入しようとする施策の導入効果や実現可能性の把握のため、取組内容の検討の中で実施することも想定している。

(5) 地域公共交通に関する問題点・課題の整理

① 前計画の目標達成状況の評価

府中市地域公共交通網形成計画の施策進捗状況及び目標達成状況の評価するとともに、その要因を分析する。

② 地域公共交通の問題点・課題の整理

地域概況、まちづくりの方向性、公共交通の現状などから地域公共交通の需要と供給について分析し、計画策定に資するデータの見える化を行い、地域公共交通の問題点や課題を整理する。

(6) 府中市地域公共交通計画の検討

① 基本的な方針・目標設定

対象地域における将来像と地域公共交通が果たすべき役割、問題点や課題などを明確にした上で、地域公共交通の活性化・再構築のための基本的な方針や目標を設定する。

② 地域公共交通ネットワーク形成の方針設定

- ・ まちづくりや地域戦略等と連携しながら、様々な交通手段の役割や機能等を踏まえて、地域の輸送資源を総動員する地域公共交通ネットワーク形成の方針を設定する。
- ・ 国や県の施策動向を踏まえながら、新たなモビリティサービスの実装やデジ

タル化への対応などにより、地域公共交通の利用促進策を検討する。

- ・ 真に必要な地域公共交通ネットワークを維持確保するための、適正な補助金のあり方やその他の資金調達について検討する。

### ③ 目標達成のための取組内容の検討

地域公共交通の活性化・再構築のための具体的なネットワークの再編内容や収益確保のための利用促進施策など有効かつ実現可能な取組内容について整理し、具体的な施策及び実施主体、実施時期等を取りまとめる。取組は、行政が実施するものだけではなく、交通事業者や市民が協力して実施するものも含めて検討する。

### ④ 計画達成状況の評価の考え方・手法の検討

- ・ 地域公共交通利用者数、収支率、公的資金の投入額、地域公共交通の利用頻度、平均輸送密度など定量的な計画目標を設定する。
- ・ P D C Aサイクルに基づいた計画の達成状況を確認するための評価手法を設定する。
- ・ 目標の設定については、毎年度評価検証しやすい指標を中心に据え、費用のかかるものについては複数年度に一度とするなど持続的なモニタリングのための工夫を行う。
- ・ 路線バスについてクロスセクター評価（地域公共交通の運行に対する行政負担と廃止したときの追加的代替費用の比較）を行う。

### ⑤ 計画とりまとめ

協議会やパブリックコメント等での議論・意見等を踏まえた計画とりまとめを行う。計画には、地域公共交通の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額に加え、地域内交通と地域間交通との円滑な接続の確保などの観点からの目標値を記載する。また、路線等ごとの役割や運営のあり方などを明確に記載する。

## (7) 協議会等の運営支援

### ① 協議会の運営支援

協議会に必要な資料を作成するとともに、協議会に同席し運営補助、議事録作成などを行う。なお、対象となる協議会は、期間中に3回の開催を想定している。

また、学識経験者や関係行政機関等の関係者で構成する分科会を設置し、持続可能な公共交通の維持確保の実現に向けて、望ましい公共交通のあり方を明らかにするとともに、その実現に資する取組について調査、検討する。開催にあた

り資料作成、協議結果の整理、議事録作成等を行う。なお、対象となる会議は4回程度の開催を想定している。

② 勉強会の運営支援

協議会及び分科会とは別に、庁内での現状・課題の共有、具体的な施策検討のために、必要に応じて勉強会を開催する。開催にあたり資料作成、協議結果の整理、議事録作成等を行う。なお、対象となる会議は5回程度の開催を想定している。

③ パブリックコメントの実施支援

「府中市地域公共交通計画（案）」について、パブリックコメントを行い、収集した意見の整理と対応策を作成する。

(8) 報告書作成

これらの計画策定の結果を取りまとめて業務報告書を作成する。

(9) 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、初回・中間3回・納品時の計5回程度、打合せ協議を行うこととし、必要となる資料作成、議事録作成等を行う。

(10) 業務に関する補足事項

作成する資料は、市民から見やすく、読みやすく、分かりやすいものとなるよう心掛け、簡潔で明瞭な文章表現に努めるとともに、必要に応じてグラフや表などを作成し、レイアウト等にも配慮すること。

また、国の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けている路線等について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定されている計画への記載が必要な事項に留意すること。

## 7 成果品

(1) 業務報告書 2部

(2) 電子データCD-R一式

府中市地域公共交通計画（計画書）の原稿データ

府中市地域公共交通計画（概要版）の原稿データ

※PDFデータ、加工可能なデータ形式（ワード、エクセル等）でそれぞれ作成

(3) 本業務において収集・作成した資料及び電子データ（CD-R等）一式

(4) 府中市地域公共交通計画（計画書）100部

## 府中市地域公共交通計画（概要版） 200部

### 8 業務履行の確認及び委託料の支払条件

委託料の支払いの請求にあたっては、前項に掲げる関係書類を提出し、検査担当職員の検査を受けること。また、支払は業務完了後一括払いとし、受注者は完了検査を受けた後、委託料を請求すること。発注者は、国土交通省の実施する地域公共交通確保維持事業における地域公共交通調査等事業の国庫補助金の交付を受けた後に支払うものとする。

### 9 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務の完了後であっても、受注者の誤測、誤謬、不備等その他の瑕疵が発見された場合には、速やかに発注者の指示に従い、訂正をしなければならない。また、これに要する費用は、全て受注者の負担とする。

### 10 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は、全て発注者とし、受注者は発注者の承認なしに他に成果品を公表、貸与及び使用等をしてはならない。

### 11 秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

### 12 個人情報について

本事業により知り得た個人情報については、本事業の終了後、すべて当発注者へ提出するものとし、データ等については廃棄すること。

業務の遂行にあたっては、発注者及び府中市と同様の安全管理措置を講じなければならない。また、保護法の規定及び別記特記事項を遵守しなければならない。

保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第176条及び第180条の規定に基づき、処罰される場合がある。

### 13 資料の貸与

本業務の実施にあたり、受注者に対し、作業に必要な発注者もしくは府中市で作成又は保有している各種計画等の資料を貸与するものとする。受注者は、貸与資料の紛失、汚損、破損がないよう十分注意して取り扱い、本業務の完了後は、速やかに発注者もしくは府中市に返却しなければならない。

貸与資料については、発注者の許可を得ずに複製してはならない。

#### 14 疑義

業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。

別記

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第9 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切



の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第10 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第11 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。